

○6 番（井藤茂信君）

土庄町通院困難者等支援事業についてお伺いいたします。

バス利用が難しい高齢者や障がい者の小豆郡内の医療機関への通院等、日常生活に必要な外出する際、バスを利用することが困難な方に対して、タクシー料金の一部を補助する事業についてお伺いいたします。

現在の事業内容、利用状況はどうでしょうか。お願いします。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

井藤議員のご質問にお答えいたします。

土庄町通院困難者等支援事業の事業内容につきましては、通院等日常生活に必要な外出をする際に、バスを利用することが困難な高齢者等ならびに重度の障がい者および障がい児に対し、交通手段としてタクシーを利用することに要する費用の一部を助成し、経済的負担や移動の負担の軽減を図ることを目的としております。

対象者につきましては、町内に住所を有する在宅の方で、本人が町民税非課税の方であり、介護保険法に規定する要介護認定、要介護 3 以上を受けている方のうち、自立歩行が困難な方、身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、下肢、上下肢、体幹・運動機能および視覚に係る障害の等級が 1 級または 2 級の方である方、療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付を受けている方のうち、障害の程度がマル A である方やその他、町長がとくに必要と認める方というかたちになっております。

申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書により通知し、1 枚当たり 500 円のタクシー助成券をひと月当たり 4 枚、申請の日の属する日（月）から当該年度の最終月までの分を一括交付しております。

現在の利用状況につきましては、利用者は 20 名となっております。

令和 5 年度の実績におきましては、利用者 34 名、利用料は 36 万 500 円となっており、年度途中の申請もありますが、約 56.2%の利用率となっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

井藤茂信君。

○6 番（井藤茂信君）

今の説明で通院している患者さんで、腎機能障害、透析患者の方は身体障害者 1 級に該当いたしますが、補助対象には含まれていません。透析患者の方で、自ら運転、家族の方による送迎により病院に行っている方、また透析患者の方で一人暮らしで家族の方に頼ることができない高齢者の方もおられると思いますが、

町の考えをお伺いいたします。お願いします。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○健康福祉課長（石床勝則君）

井藤議員のご質問にお答えいたします。

対象者の拡充につきましては、議員がおっしゃるとおり透析患者の方々は、現在のところ、この事業の対象となっておりません。透析患者の方については、現状、自ら車を運転したり、公共交通機関のほか、家族による送迎により病院に行っている方が多いものと認識しております。

この事業の趣旨につきましては、バスを利用することが困難な方への措置となっておりますことから、まずは透析患者の方のニーズ等の実態調査をしてみたいと思いますので、少し時間をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

井藤茂信君。

○6番（井藤茂信君）

これらの高齢化していき、一人暮らしで家族の方に頼ることができない方も増えていくと思いますので、この事業の目的として通院等、日常生活に必要な外出をする際にバスを利用することが困難な高齢者ならびに重度の障がい者ならびに障がい児に対し、交通の手段としてタクシーを利用する費用の一部を助成し、経済的負担や移動の負担を軽減するとありますので、バス利用が難しい対象者の拡充をお願いし、質問を終わります。よろしくお願いします。